

大学院医学研究科における検定料の徴収方法の特例等を定める規程

令和8年8月6日

達示第73号制定

第1条 この規程は、大学院医学研究科（医科学専攻の一貫制博士課程に限る。以下同じ。）における検定料の徴収方法の特例等を定めるものとする。

第2条 大学院医学研究科における検定料の徴収方法は、京都大学通則（昭和28年達示第3号）第10条第3項の規定にかかわらず、試験を2段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第1段階目の選抜に合格しなかった者については、その者の申出により第2段階目の選抜に係る額に相当する額として23,000円を返還するものとする。

附 則

この規程は、令和8年8月6日から施行する。